

海外調査の概要

1 米国

(1) 日程

2005年11月13日(日)～19日(土)

(2) 担当

小塚構成員 (事務局から長谷川補佐が同行)

(3) 訪問先

① ワシントン D.C.

- ・ FCC (Federal Communication Commission : 連邦通信委員会)
- ・ NAB (The National Association of Broadcasters : 全米放送事業者協会)
- ・ SBCA (Satellite Broadcasting and Communications Association. : 衛星放送協会)
- ・ DirecTV (衛星事業者)
- ・ WUSA (ローカル局)
- ・ Hogan & Hartson LLP (弁護士事務所)

② ニューヨーク

- ・ CBS
- ・ News Corp.

2 欧州

(1) 日程

2005年11月14日(月)～24日(木)

(2) 担当

長谷部構成員 (事務局から岡井係長が同行)

(3) 訪問先

① ドイツ

- ・ KEK (Kommission zur Ermittlung der Konzentration im Medienbereich : メディアの分野における集中の調査のための委員会)
- ・ mabb (medienanstalt berlin brandenburg : ベルリン州・ブランデンブルク州放送庁)
- ・ sat.1 (ProSieben SatEins) (衛星事業者)

② フランス

- ・ MCC (Ministère de la Culture et de la Communication : 文化コミュニケーション省)
- ・ CSA (Conseil Supérieur de l' Audiovisuel : 視聴覚最高評議会)
- ・ TPS (衛星事業者)

③ イギリス

- ・ BSKyB (衛星事業者)
- ・ DCMS (Department for Culture, Media and Sport : 文化メディアスポーツ省)
- ・ ITV plc. (地上放送事業者)

英国における所有規制の現状

1 全国所有規制	
(1) 免許付与地域	<ul style="list-style-type: none"> ・全国免許及び地域免許が存在する (チャンネル5は全国免許、チャンネル3(ITV)は原則地域免許)
(2) 地域免許制の場合における異地域間の複数支配について	
規律の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・地上波テレビ間 ・地上波ラジオ間 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制なし
<ul style="list-style-type: none"> ・クロスメディア (特に新聞について) 	<ul style="list-style-type: none"> ・チャンネル3に係る全国紙20%ルール <ul style="list-style-type: none"> (i) 全国紙シェア20%超の新聞社は、チャンネル3(全国・地域)免許取得不可 (ii) 全国紙シェア20%超の新聞社は、チャンネル3(全国・地域)免許取得者に20%超の出資等不可(逆も同様に不可) (iii) 全国紙シェア20%超の新聞社により20%超の出資等を受けている法人は、チャンネル3(全国・地域)免許取得者に20%超の出資等不可 <p style="text-align: right;">【2003年通信法 附則14 Part1】</p>
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・所有規制を設けている趣旨は、メディアが民主主義社会において公共の議論や意見の表明の場として重要な役割を果たしていることにかんがみ、多元性と多様性を確保すること(DCMS) ・2003年通信法による緩和については、競争の促進と新たな投資、技術等の誘致がその趣旨(DCMS) ・多様性の促進のため、十分な周波数が存在する分野においては、所有規制の必要性は薄れる(DCMS) ・チャンネル5に係る規制の緩和については、チャンネル5の視聴率はITVに比べて低く、投資促進のためには所有規制維持の必要性が低い(DCMS) ・周波数の希少性のため、ラジオマルチプレックス免許に係る規制は存置(DCMS) ・全国レベルの多元性の確保のため、新聞に係るクロスメディア規制は存置(DCMS) ・ローカルニュースの価値は非常に高いと考えられている(DCMS) ・Ofcomは2003年通信法によって3年後の見直しを義務付けられており、2006年に規律の見直しを行う予定(DCMS)
対象メディアの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・クロスメディア規制については、同じ情報が放送と別メディアで流れることによりさらに影響力が増すという、メディアの持つ性質を意識(DCMS) ・インターネット等新しい分野への規制の拡大は、現時点では考えていない(DCMS)
上限の詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・調査中
支配の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「支配」とは <ul style="list-style-type: none"> (i) 50%超の株式資本又は議決権の保有 (ii) 一の者が手段及び直接・間接の如何を問わず、団体の活動を多くの場合に自己の意思に従わせ得ると考えることが妥当である場合等【1990年通信法 附則2等】 ・現在Ofcomにおいて、実質支配の判断の際に用いられる要素等をパブリックコメントに付しているところ

視聴率等の算出方法	・新聞部数の把握方法等については、DTI（貿易産業省）が担当（DCMS）
現状	・調査中
その他	
(3) 全国レベルにおける規制について	
規律の概要	・規制なし
・地上波テレビ間	
・地上波ラジオ間	・全国ラジオマルチプレックス免許は1免許まで 【2003年通信法 附則 14 Part2】
・衛星放送間	・規制なし
業界の状況	・BSkyBの一社独占状態 ・BSkyB（約800万契約。News Corp系列）は地上デジタルテレビマルチプレックスの免許は保有しておらず、免許を保有するNational Grid Wirelessに3チャンネルを提供しているのみ（BSkyB）
・クロスメディア（特に新聞について）	・チャンネル3に係る全国紙20%ルール (i) 全国紙シェア20%超の新聞社は、チャンネル3（全国・地域）免許取得不可 (ii) 全国紙シェア20%超の新聞社は、チャンネル3（全国・地域）免許取得者に20%超の出資等不可（逆も同様に不可） (iii) 全国紙シェア20%超の新聞社により20%超の出資等を受けている法人は、チャンネル3（全国・地域）免許取得者に20%超の出資等不可 【2003年通信法 附則 14 Part1】
基本的な考え方	・(2)に同じ
対象メディアの考え方	・(2)に同じ ・衛星放送に関しては、周波数に余裕があり、規模もそれほど大きくないことから、異なる規制（DCMS） ・過去に衛星放送規制が存在したのはコンテンツ（多様性）の問題から（DCMS）
上限の詳細	・調査中
支配の基準	・(2)に同じ
視聴率等の算出方法	・(2)に同じ
現状	・チャンネル3の免許を保有していた地方局15社中11社が合併（ITV） ・チャンネル5はルクセンブルクの民間放送事業者RTL（ベルテルスマン系列）が支配 ・BSkyBは、親会社のNewsがSunday Times等の新聞を保有（BSkyB）
その他	
2 地域所有規制	
(1) 複数支配について	
規律の概要	・規制なし
・地上波テレビ間	
・地上波ラジオ間	・地方音声放送・地方デジタル音声番組サービスの免許は、サービス選択の余地がある地域では、BBCのほか、少なくとも2の地方商業サービスの所有者を確保することを旨とする 【2003年通信法 附則 14 Part2 等】
・クロスメディア（特に新聞について）	・チャンネル3に係る全国紙20%ルール (i) 全国紙シェア20%超の新聞社は、チャンネル3（全国・地

	<p>域) 免許取得不可</p> <p>(ii) 全国紙シェア 20%超の新聞社は、チャンネル 3 (全国・地域) 免許取得者に 20%超の出資等不可 (逆も同様に不可)</p> <p>(iii) 全国紙シェア 20%超の新聞社により 20%超の出資等を受けている法人は、チャンネル 3 (全国・地域) 免許取得者に 20%超の出資等不可</p> <p>・チャンネル 3 に係る地方紙 20%ルール 当該地域の地方紙シェア 20%超の新聞社は、チャンネル 3 (地域) 免許取得不可</p> <p>・地方音声放送免許については、サービス選択の余地がある地域では、BBC のほか、少なくとも 3 の地方商業サービスの所有者を確保することを旨とする</p> <p>【2003 年情報通信法 附則 14 Part1、1990 年放送法 附則 2 I 3】</p>
基本的な考え方	・全国所有規制に同じ
対象メディアの考え方	・全国所有規制に同じ
上限の詳細	・調査中
支配の基準・視聴率等の算出方法	・全国所有規制に同じ
現状	・調査中
その他	
3 所有規制と維持基準	
規律の概要	・所有規制は維持基準
違反の場合の扱い	<p>・事前の承諾なしに「支配の変更」が行われた場合、免許付与前の場合は免許付与の拒否。免許付与後の場合は免許の取消【1990 年放送法第 21 条、第 29 条】</p> <p>・免許条件違反に対する一般的措置として、罰金、免許期間の短縮、免許の停止、免許の取消が科される【1990 年放送法第 40 ~42 条等】</p>
4 主要株主変動に係る手続	
(1) 持株会社に係る手続	
特別の手続の有無・概要	・外資規制は撤廃されているが、メディア企業の合併の際は、「公益性テスト」により Ofcom がその可否を判断【2003 年通信法第 375 条】
(2) 株式の公開	
規律	・なし
実態	<p>・上場している主な放送関係企業の例</p> <p>・ITV Plc.</p>
(3) 主要株主変動に係る手続	
概要	<p>・免許申請時に提出する資料により把握</p> <p>・各免許人には、免許条件として、「支配の変更」に関する Ofcom への通知が義務付けられている</p>
義務を負う主体	・放送局の免許人
担保手段	<p>・事前の承諾なしに「支配の変更」が行われた場合、免許付与前の場合は免許付与の拒否、免許付与後の場合は免許の取消【1990 年放送法第 21 条、第 29 条】</p> <p>・免許条件違反に対する一般的措置として、罰金、免許期間の短縮、免許の停止、免許の取消が科される【1990 年放送法第 40 ~42 条等】</p>
5 多元性・多様性確保のため	

の特別の規律	
(1) 規律の概要 法令・免許条件等	・地上テレビ放送局（BBC1、BBC2、チャンネル3、チャンネル4、チャンネル5）は、独立系プロダクション制作の番組を25%以上放送しなければならない（DCMS）
(2) 維持規律となっているか	・調査中
6 地域性確保のための特別の規律	
(1) 規律の概要 法令・免許条件等	・チャンネル3（地域）で ・十分な量の時間を地域向け番組に割り当てる ・Ofcomが適切と認める割合を地域で制作された番組が占める
(2) 維持規律となっているか	・調査中

仏国における所有規制の現状

1 全国所有規制	
(1) 免許付与地域	・全国免許及び地域免許が存在する (TF1、Canal+、M6は全国免許)
(2) 地域免許制の場合における異地域間の複数支配について	
規律の概要	・サービス地域の人口合計が1,200万人超となる地域テレビ局の許可の取得禁止(アナログ・デジタル)【視聴覚法第41条】
・地上波テレビ間	
・地上波ラジオ間	・地上ラジオ全体の蓄積潜在視聴者数の20%超となるラジオ局の1又は複数の免許の取得禁止(アナログ・デジタル)【視聴覚法第41条】 ・蓄積潜在視聴者数とは、放送の受信地域に居住する人口【視聴覚法第41-3条】
・クロスメディア(特に新聞について)	・規制なし((3)及び地域所有規制を参照)
基本的な考え方	・メディアは世論形成に大きな影響を与えるものであり、当該影響力の過大な行使を規制しなければ、民主主義の根幹が冒されてしまうおそれがある(MCC) ・メディアの多元性・多様性の保護(CSA) ・多元性の保護の背景には、フランスの文化セクターを擁護するという考え方もあった(CSA) ・1980年代はリソースの希少性が強く意識されていた(CSA) ・集中排除の規制も、事業者のニーズや技術革新(デジタル化等)等社会の変化に対応して見直されていかなければならない(MCC) ・現在、政府の委託を受けた委員会が検討中(まもなく報告書が発表される予定)(MCC、CSA)
対象メディアの考え方	・新聞については、国民世論への影響を考えると、新聞と放送は同一の者が所有しない方が望ましいと国会で考えられていた(CSA)
上限の詳細	・現在の規定についてはすべて、1986年の視聴覚法の立法時に憲法院の審査を受けた際、多元性への配慮がなされていないとして一度差止を受けた際の判断を基にして作られたもの(MCC)
支配の基準	・所有規制に係る規定(視聴覚法第39条、第41条、第41-1条、第41-2条及び第41-2-1条)においては、商法典第233-3条に定める基準にしたがって、許可保有の会社を支配しあるいはその会社を権限下もしくは隷属関係下に置く自然人あるいは法人はすべて、許可の保有者とみなされる【視聴覚法第41-3条】 ・商法典第233-3条における支配概念 (i) 議決権の過半数を直接又は間接に保有 (ii) 他の共同出資者又は株主と締結した同意に従って、議決権の過半数を保有 (iii) 保持している議決権により、事実上その会社の総会において決定権がある (iv) 直接又は間接的に40%を超える議決権を保持しており、かつ、他の共同出資者または株主が直接又は間接的にそれ以上の議決権を保持していない会社

	<ul style="list-style-type: none"> (v) 協力する二以上の者が、総会において、事実上の決定権を保持している場合（共同支配） ・「権限下もしくは隷属関係下」とは資本関係以外の要素を指すが、過去にフランスでこのような関係が認められた判例はない
視聴率等の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄積潜在視聴者数は、免許時のデータ等に基づき、CSA が計算
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・調査中
その他	
(3) 全国レベルにおける規制について	
規律の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・地上波テレビ間 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間平均視聴率が、テレビサービス全体の視聴の 2.5% を超える全国テレビの資本又は議決権の 49% 超を直接・間接に保有できない（アナログ・デジタル）【視聴覚法第 39 条 I】 ・1 の全国テレビ局の資本又は議決権の 15% 以上を直接・間接に保有している場合は、他の全国テレビ局の資本又は議決権の 15% 超を直接・間接に保有できない（アナログ）【視聴覚法第 39 条 I】 ・2 の全国テレビ局の資本又は議決権の 5% 超を直接・間接に保有している場合は、他の全国テレビ局の資本又は議決権の 5% を直接・間接に保有できない（アナログ）【視聴覚法第 39 条 I】 ・全国テレビ局の複数許可の取得禁止（アナログ・デジタル）。ただし、番組等が異なった会社により編集される場合等には、直接または間接に、最高で 7 つまでの全国テレビ放送の許可取得者となることのできる（デジタル）【視聴覚法第 41 条】
<ul style="list-style-type: none"> ・地上波ラジオ間 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス地域の人口合計が 1.5 億人超となるラジオ局の複数免許の取得禁止（アナログ）【視聴覚法第 41 条】
<ul style="list-style-type: none"> ・衛星放送間 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星放送事業者の資本又は議決権の半分以上直接・間接に保有できない【視聴覚法第 39 条 II】 ・1 つの衛星放送事業者の資本又は議決権の 1/3 超を直接・間接に保有する場合は、他の衛星放送事業者の資本・議決権の 1/3 超を直接・間接に保有できない【視聴覚法第 39 条 II】 ・2 つの衛星放送事業者の資本又は議決権の 5% 超を直接・間接に保有する場合は、他の衛星放送事業者の資本・議決権の 5% 超を直接・間接に保有できない【視聴覚法第 39 条 II】 ・3 以上の衛星放送事業者の許可の取得禁止【視聴覚法第 41 条】
業界の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地上放送事業者の TF1、Canal+ が、それぞれ TPS、Canal Satellite という衛星放送のプラットフォームを所有
<ul style="list-style-type: none"> ・クロスメディア（特に新聞について） 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の 3 つに該当する者に対する地上ラジオ・テレビの許可は不可（全国）（アナログ・デジタル） <ul style="list-style-type: none"> (i) 人口 400 万人以上の地域の地上テレビの許可取得者 (ii) 人口 3,000 万人以上の地域の地上ラジオの許可取得者 (iii) 直近 12 カ月におけるシェア 20% 以上の日刊新聞社の編集者・支配者 <p style="text-align: right;">【視聴覚法第 41-1 条、第 41-1-1 条】</p>
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・(2) に同じ ・地上デジタルに係る規制緩和については、デジタル化による

	<p>チャンネル数の増加に対応したもの（MCC）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタルに係る規制緩和については、衛星放送やCATVの事業者が地上デジタルに移行することを促進しようという考え方もあった（MCC） ・1986年の時点では地上波につき資本の関係のみを規制対象としていた（MCC） ・衛星についてはリソース自体が広く取れるので、地上放送と同じ規制をかける必要はない（MCC、CSA） ・フランス国民の10～15%しか衛星放送を見ていないことも、衛星放送に規制がかけられていない理由の一つ（CSA） ・新聞については、国民世論への影響を考えると、新聞と放送は同一の者が所有しない方が望ましいと国会で考えられていた（CSA） ・フランスの場合は長らく強い民放が1局しかなく、それがどこかの新聞に支配されれば、当該新聞の影響が一気にフランス全土に広がってしまうという懸念も出されていた（CSA） ・現在、政府の委託を受けた委員会が検討中。まもなく報告書が発表される（MCC、CSA）
対象メディアの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星に関してはリソース自体が広く取れるので、地上放送と同じ規制をかける必要はない（MCC、CSA） ・フランス国民の10～15%しか衛星放送を見ていないことも、衛星放送に規制がかけられていない理由の一つ（CSA） ・新聞については、国民世論への影響を考えると、新聞と放送は同一の者が所有しない方が望ましいと国会で考えられていた（CSA） ・フランスの場合は長らく強い民放が1局しかなく、それがどこかの新聞に支配されれば、当該新聞の影響が一気にフランス全土に広がってしまうという懸念があった（CSA）
上限の詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタルに係る視聴率の基準は、多元性の維持のために採られた項目（CSA） ・現在の規定についてはすべて、1986年の視聴覚法の立法時に憲法院の審査を受けた際、多元性への配慮がなされていないとして一度差止を受けた際の判断を基にして作られたもの（MCC）
支配の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)に同じ
視聴率等の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴率の算出方法については、現在デクレ（政令）を策定中（MCC） ・新聞については、OJDという公的機関が把握（CSA）
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・民間放送事業者 TF1 は、現時点で地上デジタルテレビ放送の許可をグループで6つ保有 ・民間放送事業者 Canal+及び M6 も、それぞれのグループで、現時点で地上デジタルテレビ放送の許可を5つ保有 ・TF1 及び Canal+は、それぞれ衛星放送のプラットフォームを1つずつ（TF1：TPS、Canal+：Canal Satellite）保有 ・新聞については、どの新聞も20%のシェアには達していない
その他	
2 地域所有規制	
(1) 複数支配について	

規律の概要 ・地上波テレビ間	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴者数が1(3)の水準を超えるテレビ局の許可を持つ者は、地域テレビ局の資本・議決権の1/3超を保有できない（アナログ・デジタル）【視聴覚法第39条I】 ・視聴者数が1(3)の水準を超える全国テレビ局と地域テレビ局の許可の取得禁止（地域テレビ局はアナログ）【視聴覚法第41条】 ・同一地域での地域テレビ局の複数許可の取得禁止（アナログ・デジタル）【視聴覚法第41条】
・地上波ラジオ間	・規制なし（1(2),(3)を参照）
・クロスメディア （特に新聞について）	<ul style="list-style-type: none"> ・同地域で、次の3つに該当する者に対する地上ラジオ・テレビの許可は不可（アナログ・デジタル） (i) 同地域の地上テレビ（全国・地域）の許可取得者 (ii) 潜在的視聴者数の累積が同地域の地上ラジオ全体の10%を超える地上ラジオ（全国・地域）の許可取得者 (iii) 同地域の日刊新聞社（全国・地域）の編集者・支配者【視聴覚法第41-2条、第41-2-1条】
基本的な考え方	・1(3)に同じ
対象メディアの考え方	・1(3)に同じ
上限の詳細	・1(3)に同じ
支配の基準・視聴率等の算出方法	・1(3)に同じ
現状	・調査中
その他	
3 所有規制と維持基準	
規律の概要	・所有規制は維持基準
違反の場合の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・会社資本や資金調達方法等に大きな変更が生じる場合、CSAは許可の取消しを行うことができる【視聴覚法第42-3条】 ・視聴率に関しては、基準を超過する場合、遵守のための猶予期間を政令で規定【視聴覚法第39条I】 ・一定の期間を定めた是正勧告を行うことがある（MCC）
4 主要株主変動に係る手続	
(1) 持株会社に係る手続	
特別の手続の有無・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・間接支配による外資規制は存在する【視聴覚法第40条】 ・所有規制においても、間接支配を含む規定が存在する【視聴覚法第39条等】
(2) 株式の公開	
規律	・なし
実態	<ul style="list-style-type: none"> ・上場している主な放送関係企業の例 ・Canal+ ・TF1 ・M6
(3) 主要株主変動に係る手続	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・許可に関する要素の変更は全て、事前にCSAに通知されなければならない【視聴覚法第29-1条】 ・議決権の10%以上を所有する者は1ヵ月以内に通知する義務【視聴覚法第38条】 ・10%に届かなくても、細かい情報が取得できるような項目が、許可の取得者がCSAと結ぶ協定の中で規定されている（MCC） ・ただし、仮に所有権の変更があった場合でも、その局に係る

	番組編成のルール等は維持されなければならない (MCC)
義務を負う主体	<ul style="list-style-type: none"> 放送事業者のみならず、当該放送事業者の議決権の10%以上を保有することとなった者は届出義務を負う【視聴覚法第38条】
担保手段	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の10%以上を保有する者が当該情報を提供しない場合、18,000ユーロの罰金【視聴覚法第38条、第75条】 許可の取消し等【視聴覚法第42-3条】
5 多元性・多様性確保のための特別の規律	
(1) 規律の概要 法令・免許条件等	<ul style="list-style-type: none"> 全ての放送事業者は、内容の多様性を確保する義務を負う【視聴覚法第28条】 (CSA) 全国放送局は独立系プロダクションの制作を援助する枠組みに協力する義務を負っているが、地方局はその義務を免除されている (MCC)
(2) 維持規律となっているか	<ul style="list-style-type: none"> 調査中
6 地域性確保のための特別の規律	
(1) 規律の概要 法令・免許条件等	<ul style="list-style-type: none"> ローカル向け番組に関する事項が、CSAと許可の取得者との間で結ばれる協定の中に定められる【視聴覚法第28条】 地方で制作されたもの又は地方を扱ったような地方向け番組が50%はなければならない (MCC)
(2) 維持規律となっているか	<ul style="list-style-type: none"> 調査中

独国における所有規制の現状

1 全国所有規制	
(1) 免許付与地域	・免許は各州のメディア庁から付与されるが、1州で免許を取得すれば、ドイツ全土で放送を行うことが可能
(2) 地域免許制の場合における異地域間の複数支配について	
規律の概要	
・地上波テレビ間	—
・地上波ラジオ間	—
・クロスメディア (特に新聞について)	—
基本的な考え方	—
対象メディアの考え方	—
上限の詳細	—
支配の基準	—
視聴率等の算出方法	—
現状	—
その他	—
(3) 全国レベルにおける規制について	
規律の概要	
・地上波テレビ間	・支配的世論形成力を有しない限りにおいて、自ら又は自らが関与する企業を通じて放送番組を無制限に提供することが許される
・地上波ラジオ間	・支配的世論形成力があるとされるのは 全国向けテレビ放送で、放送事業者に出資している企業が、年平均で 30%を超える視聴率の合計をテレビ市場で獲得した場合等
・衛星放送間	・30%の視聴率を僅かに下回る場合でも、メディア関連市場で市場支配的地位にある場合又はテレビ及びメディア関連市場での活動の総合評価として世論操作力が視聴率 30%に相当すると認められる場合には、支配的世論形成力を有するものとみなす
・クロスメディア (特に新聞について)	【州間協定第 26 条】 ・新聞との間については、地域レベルで規律
業界の状況	・ドイツの商業放送は、歴史的経緯から、基本的な伝送路としてケーブルテレビと衛星を選択 (KEK) ・例えば、2大メディアグループに属する放送事業者のうち、RTL、Sat.1 等が地上波と衛星の両方で放送を行っている
基本的な考え方	・所有規制に対する考え方は各州で異なるが、多元性の確保は主要な意見のひとつ (KEK) ・審査を行う場合、多様性に重点をおいて判断 (mabb) ・過去に、番組及び議決権・資本に係る基準による規制について、他人名義、間業者等の利用により、議決権の保有状況の把握が困難になったことにより、視聴率を代替手段として導入 (KEK) ・規制の方法については、透明性の確保が最も重要 (KEK) ・新聞社が異なる地域でラジオ放送を行うことは問題ない

	(mabb) (同一地域で行う場合は、メディアの集中となることから問題)
対象メディアの考え方	・重要なのは視聴者の意見であって、地上波、衛星、ケーブルといった伝送手段は関係ない (KEK)
上限の詳細	・視聴率の導入にあたっては、番組及び議決権・資本に係る規制の代替手段の導入を優先したため、詳細な議論はなされていない (KEK) ・数値についても、制定当時の2大民間放送事業者が22～25%の視聴率であったことを考慮し、その状態を維持することがよいという判断に基づくある意味政治的な決定 (KEK) ・独占禁止法における独占の基準と同様の発想 (KEK)
支配の基準	・自ら提供し、又は資本・議決権の25%以上を有する者によって提供する場合が対象 (連結企業が資本・議決権の25%以上を有する者も同様) 【州間協定第28条】 ・さらに、放送時間の本質的な部分をその会社から請け負った番組によって定期的に編成する場合や、契約等によって、番組編成、番組購入・番組製作に関する重要な決定がその会社の同意に依存している場合等も同様の影響力があるものとみなされる 【州間協定第28条】
視聴率等の算出方法	・GFK (消費研究協会) というグループが家庭に測定器を設置 ・KEKが民間に委託し、全国向け全ドイツ語番組を対象に、各番組を調査する。過去12ヶ月間の平均視聴率によって行う。 【州間協定第27条】 ・地上、衛星、ケーブルを全て含めた視聴率を計算 (KEK) ・ローカル・ウインドー番組 (本放送の範囲内で、主としてローカルな内容からなる、時間的及び地域的に限定された放送プログラム) が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、所有規制に係る視聴率から2%を、それが独立の第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができるボーナス規定が存在 【州間協定第26条】
現状	・視聴率については、民間放送事業者RTLが13.8%、Sat.1が10.3% (2004年) ・視聴率が10%を超えているのは上記2社のみ
その他	
2 地域所有規制	
(1) 複数支配について	
規律の概要	
・地上波テレビ間	・なし (1(3)を参照)
・地上波ラジオ間	・なし (1(3)を参照)
・クロスメディア (特に新聞について)	・他の放送メディアとのクロス所有については1(3)を参照 ・新聞に係るクロスメディア規制については、州ごとに規定 ・例えば、ベルリン及びブランデンブルク地域で総発行紙の25%以上の日刊紙を発行する者につき、放送事業者の25%以上の資本又は議決権を保有することを禁止、等 【ベルリン州・ブランデンブルク州協定第21条】
基本的な考え方	・所有規制に対する考え方は各州で異なるが、多様性の確保は主要な意見のひとつ (KEK) ・審査を行う場合、多様性に重点をおいて判断 (mabb)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツにおける新聞は、ほとんどが地方紙（mabb） ・例えば、新聞社が同一地域で放送を行う場合は、メディアの集中となることから問題（mabb） （異なる地域で放送を行うことは問題ない）
対象メディアの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・プリントメディアや新聞と放送との関係については、その影響力等について検討が必要（ただし、州レベルで色々な法律がある）（KEK）
上限の詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・調査中
支配の基準・視聴率等の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・1(3)に同じ 【ベルリン州・ブランデンブルク州協定第20条】 ・新聞については、発行部数を元に計算（mabb）
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞の発行シェアについては、ベルリン州・ブランデンブルク州において、規制が問題になるような数字には至っていない
その他	
3 所有規制と維持基準	
規律の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・維持基準となっている
違反の場合の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴率の基準に達した者に対し、視聴率が当該基準以下となるまで、放送事業者への出資の放棄等を提案 【州間協定第26条】 ・上記提案の際、考えられる措置について企業と協議を行う 【州間協定第26条】 ・当該提案等につき、合意が成立しない場合等は、支配的世論形成力がなくなるまで、その者に分類可能な番組の免許を取消し 【州間協定第26条】
4 主要株主変動に係る手続	
(1) 持株会社に係る手続	
特別の手続の有無・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・州間協定における「（放送の）提供者」等に持株会社を読み込んでいる
(2) 株式の公開	
規律	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
実態	<ul style="list-style-type: none"> ・上場している主な放送関係企業の例 ・ProSiebenSat.1
(3) 主要株主変動に係る手続	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・放送事業者及び放送事業者に対する出資者は、許可手続及び出資関係の変更手続において包括的に出資関係についての報告が義務付けられている。 【州間協定第21条、第22条、第29条】 ・出資関係の変更は必ず報告されなければならないこととされている。 【州間協定第29条】 ・5%以下の変化については届け出る必要なし 【KEKガイドライン】（KEK） ・また、全ての放送事業者に決算報告書等の公示義務が課せられている。 【州間協定第23条】 ・放送事業者及び放送事業者に直接・間接に出資する者は、毎暦年の終了後直ちに、所管の州メディア庁に対して暦年中に資本関係の変化がどれほど生じたかについて報告する義務がある。 【州間協定第21条、第28条】 ・また、KEKは毎年、番組リストを公開することによって、番組、放送事業者、資本参加者を調査する。 【州間協定第

	26条7項】
義務を負う主体	・放送事業者、当該放送事業者の資本又は議決権の25%以上を保有している者等が届出義務を負う【州間協定第29条】
担保手段	・州メディア庁の確認を得ない変更を実施した場合、免許の取り消しとなる【州間協定第29条】 ・報告義務を怠った場合には、秩序違反(Ordnungswidrigkeits)となり過料(最高50万ユーロ)が課せられる。【州間協定第49条】 ・違反者に対する行政指導はない
5 多元性・多様性確保のための特別の規律	
(1) 規律の概要 法令・免許条件等	・民間放送は、内容面で意見多様性を具現しなければならない【州間協定第25条】 ・放送事業者が年平均で10%の視聴率を達成した場合は、独立の第三者のために一定の放送時間を認めなければならない等の規律が存在【州間協定第31条】 ・放送事業者は当該独立の第三者のために、番組制作の資金を提供しなければならない(KEK) ・ローカル・ウインドー番組が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、所有規制に係る視聴率から2%を、それが独立の第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができる規定が存在【州間協定第26条】
(2) 維持規律となっているか	・維持規律となっている
6 地域性確保のための特別の規律	
(1) 規律の概要 法令・免許条件等	・全国向けテレビ総合放送には、ローカル・ウインドー番組を盛り込まなければならない【州間協定第25条】 ・放送事業者が年平均で10%の視聴率を達成した場合は、独立の第三者のために一定の放送時間を認めなければならないが、当該放送時間につき、ローカル・ウインドー番組の放送時間の算入規定が存在【州間協定第31条】 ・ローカル・ウインドー番組が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、所有規制に係る視聴率から2%を、それが独立の第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができる規定が存在【州間協定第26条】
(2) 維持規律となっているか	・維持規律となっている

米国における所有規制の現状

1 全国所有規制	
(1) 免許付与地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域免許(全国 210 の DMA (Designated Market Area※) 単位で所有規制を行う ※DMA は Nielsen Media Research 社が定める
(2) 地域免許制の場合における異地域間の複数支配	
規律の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・地上波テレビ間 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国視聴可能世帯数の 39% 超となる商業テレビ局の複数所有、運営若しくは支配又は認識可能権益の保有の禁止【FCC 規則 § 73.3555 (e)、FY2004 Consolidated Appropriations Act】
<ul style="list-style-type: none"> ・地上波ラジオ間 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制なし
<ul style="list-style-type: none"> ・クロスメディア (特に新聞) 	<ul style="list-style-type: none"> ・規制なし
<ul style="list-style-type: none"> ・規律の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・免許の移転により 39% 超となる場合、当該免許の移転を認めない【FCC 規則 § 73.3555 (e)】
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・Local Voice 確保のため、地域免許制を採用するとともに、特定の意見 (One Big Voice) が全国に浸透することを防ぐため、異地域間の複数支配については上限 (39%) を設けている ・1996 年通信法 202 条 (h) により 4 年ごとの規制見直しが義務付けられており (次回は 2006 年)、規制緩和が基本 (FCC)
対象メディアの考え方 (衛星を対象としない理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星は DirecTV と Echostar の 2 社しかないので個別事案の判断で足りる。明文の規制が必要なのは、プレイヤーの数が多い場合 (FCC) ・インターネットについては、規制の対象とは考えていない (FCC)
上限の詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・39% は当時の FOX と CBS の保有状況を勘案し、違反にならない数字として議会が定めた (弁護士事務所)
支配の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・認識可能権益 (Cognizable Interest) の概念を用いる 以下の事例は認識可能権益ありとされる <ul style="list-style-type: none"> ・議決権付き株式の 5% 以上の保有【FCC 規則 § 73.3555 note2 (a)】 (間接保有の場合には一定の計算方法 (掛け算方式が原則【FCC 規則 § 73.3555 note2 (c)】) により比率を算出) ・当該放送局・親会社の役員 (関連業務に非従事の場合は適用免除が可能)【FCC 規則 § 73.3555 note2 (g)】 ・認識可能権益保有者であって、同一地域の他局の週放送時間の 15% 以上の仲介をする者【FCC 規則 § 73.3555 note2 (j) (i)】 等 ・Public Interest に反する場合は支配の移転等が認められないこともある【1934 年通信法 § 310 (d)】
視聴率等の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴可能世帯数は、Nielsen Media Research 社が決めており、人口の移動により毎年見直されている (FCC)
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・FOX (NewsCorp) の全国視聴可能世帯数は 44%~45% となっているが、UHF discount (UHF 局については VHF 局の半分として計算【FCC 規則 § 73.3555 (e) (2) (i)】) により 39% 以内となっている (NewsCorp)
その他 (違憲判決の影響)	<ul style="list-style-type: none"> ・違憲判決を受け、全国視聴可能世帯の上限については、45% とした FCC 規則が無効となり、39% とすることで議会が立法 (FY2004 Consolidated Appropriations Act) により解決 (FCC、

	弁護士事務所)
(3) 全国レベルにおける規制	
規律の概要	
ネットワークに対する規制	・ 4大ネットワーク間の合併禁止 【FCC規則 § 73.658(g)】
衛星放送に対する規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有規制自体なし。ただし、独禁法に基づく審査や Public Interest 【1934年通信法 § 310(d)】 に反するとされた場合の FCCによる規制はある ・ Public Interest は空の器 (empty vessel) で、何でもこの規定で読み込める概念 (DirecTV) ※DirecTV (1500万契約。NewsCorp 系列 (34%の大株主)) 及び Echostar (1200万契約)
ローカル局の現状	<p>○ローカル局の番組編成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全放送時間中、ネットワーク番組で半数、残りをローカル番組とシンジケーション番組で埋めている。両者の比率は半々 (WUSA) ・ 米国においてローカルニュース、ローカル天気予報は視聴率が取れるコンテンツ。人員の半分はローカルニュース関連 (WUSA) ・ ローカル局の存在意義はローカルニュースとローカル天気予報を流すところにある (NewsCorp) ・ テレビは地域性の強いメディアなので地域内の競争を確保すれば全国規制は不要 (NewsCorp) ・ 放送地域は DC, Virginia, Maryland の3地域にまたがるが、視聴者は他地域のローカルニュースに興味がないので、番組編成には苦勞している (WUSA) <p>○ネットワークとローカル局の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークとローカル局は共存共栄の関係 (NewsCorp, WUSA) ・ FOX以外のネットワークでは、ネットワーク番組を流す対価 (affiliate compensation) が支払われる場合がある (NewsCorp) ・ 以前はネットワーク番組を流す際に CBS から対価を受け取っていたが、現在は逆に支払うことになっている (WUSA) ・ ネットワーク契約は個別に相対で決められる (NewsCorp, WUSA) ・ Affiliate局は一定の場合にネットワーク番組の放送を拒絶できる 【FCC規則 § 73.658(e)】
ネットワークの現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ NewsCorpの概要 メディア複合体の持株会社。豪州から英国を経て、米国に参入。主な子会社は以下のとおり FOX Television Network (25局) その他 UPN 系列 9局、独立局 1局を保有 DirecTV (34%株式保有) ケーブルチャンネル (Fox News, FX, Fox Sports NY etc) FOX Filmed Entertainment FOX Television Studio Twentieth Century FOX Gemstar TV (テレビガイドの発行会社) New York Post (新聞社) Harper Collins (出版社) News America (広告代理店) FDX Interactive Media (インターネット上のコンテンツ・プロバイダー) Myspace.com (オンライン・ゲーム、スポーツ等) ・ ネットワーク契約における CM 収入の帰属 (NewsCorp) ① ネットワーク番組：スポット広告のうち一定割合 (具体的割合は不明) はローカル局に、残りはネットワークに帰属

	<p>(inventory split)</p> <p>②ローカル番組：すべてローカル局に帰属</p> <p>③シンジケーション番組： ローカル局が購入：ローカル局に帰属 ローカル局がCM枠とパートナーで入手：番組制作会社に帰属</p>
2 地域所有規制	
(1) 複数支配	
規程の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・条件付き(8局以上のテレビ局がある、少なくとも1局が直近の全日視聴シェア上位4位以外等)で2局まで支配可能【FCC規則§73.3555(b)】
・地上波テレビ間	
・地上波ラジオ間	<ul style="list-style-type: none"> ・次のとおり支配可能【FCC規則§73.3555(a)】 ①45局以上の市場で、8局まで(AM、FMそれぞれ5局まで) ②30~44局の市場で、7局まで(AM、FMそれぞれ4局まで) ③15~29局の市場で、6局まで(AM、FMそれぞれ3局まで) ④14局以下の市場で、5局まで(AM、FMそれぞれ3局まで) ただし、AM、FM1局ずつの場合を除き、市場の50%以上の認識可能権益保有は不可 ※市場の局数は、商業局の局数
・規程の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・免許の移転により規程違反となる場合、当該免許の移転を認めない【FCC規則§73.3555(a)、(b)】
・基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・全国所有規制と同じ
・対象メディアの考え方 (衛星を対象としない理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国所有規制と同じ
・クロスメディア (特に新聞)	<ul style="list-style-type: none"> ・次のとおり支配可能【FCC規則§73.3555(c)】 ①20以上の独立メディアが存在する市場では、最大テレビ2局とラジオ6局、又はテレビ1局とラジオ7局まで ②10以上の独立メディアが存在する市場では、最大テレビ2局とラジオ4局まで ・同一市場内では、原則として日刊新聞を所有・支配している者によるテレビ局又はラジオ局の所有禁止【FCC規則§73.3555(d)】 ※日刊新聞：DMA内で週4日以上発行され、DMA内世帯の5%超の発行部数を有する英字新聞
対象メディアの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・全国所有規制と同じ
上限の詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・調査中
支配の基準・視聴率等の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全国所有規制と同じ
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・調査中
その他(違憲判決の影響)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正前のFCCルールが適用されている
3 所有規制と維持基準	
規程の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・所有規制は維持基準【1934年通信法§303(m)(1)(a)】
違反の場合の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・所有規制に違反した場合、1934年通信法§312に基づく一般的な取消手続にのっとり、放送局の免許取消とともに、1934年通信法§503による罰金(3万2,500ドル以下。継続する違反の場合は32万5,000ドル以下)が課される ・意図的な虚偽報告は、1934年通信法§312による放送免許の取消及び1934年通信法§503による罰金に加え、刑法(連邦法第18編)第1,001条による罰金又は5年以下の懲役若しくはその両方が課される ・地上波テレビの複数所有規制及び地上波テレビ・ラジオ間のクロスメディア規制については、破綻した放送局を購入する場合

	<p>の免除規定あり【FCC 規則 § 73.3555 note7(1)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上波テレビの複数所有規制については、破綻しつつある放送局を購入する場合(3年連続マイナスキャッシュフロー・低視聴率(4%以下))における免除規定あり【FCC 規則 § 73.3555 note7(2)】
4 主要株主変動に係る手続	
(1) 持株会社に係る手続	
特別の手続の有無・概要	<p>○外資規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外資規制の対象は放送局の免許人であり、持株会社は外資規制の直接の対象ではないが、間接出資規制の形で持株会社にも適用される
(2) 株式の公開	
規律	・規制なし
実態	<p>ニューヨーク証券取引所に上場している主な放送関係企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・British Sky Broadcasting Group ・Clear Channel Communications Inc ・Cox Radio Inc ・The DIRECTV Group, Inc ・Gray Television, Inc ・Hearst Argyle Television Inc ・News Corporation ・Time Warner Inc ・Viacom Inc ・Vivendi Universal ・The Walt Disney Company
(3) 主要株主変動に係る手続	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・TV・ラジオ局は、再免許時及び2年ごとに資本構成に関する報告(所有報告書)をFCCに提出することが義務付けられている【FCC 規則 § 73.3615, FCC Form-323】 ・主要株主に変更があった場合には、Form-315に基づきFCCに報告
義務を負う主体	・放送局の免許人
担保手段	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的な虚偽報告は、1934年通信法 § 312による放送免許の取消及び通信法 § 503による罰金に加え、刑法(連邦法第18編)第1,001条による罰金又は5年以下の懲役若しくはその両方が課される
5 多元性・多様性確保のための特別の規律	
(1) 規律の概要	
法令・免許条件等	・規制なし
(2) 維持規律となっているか	

6 地域性確保のための特別の規律	
(1) 規律の概要	
法令・免許条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・小電力FM局でローカル番組規制あり【FCC 規則 § 73.872(b)(3)】 一日8時間のローカル番組の放送を義務付け ローカル番組とは、小電力FM局のアンテナから16^{km}以内の番組
(2) 維持規律となっているか	
・維持基準【1934年通信法 § 303(m)(1)(a)】	

	米 国	英 国	仏 国	独 国
(1) 免許付与地域	<p>・地域免許(全国 210 の DMA(Designated Market Area)単位で所有規制を行う ※ DMA は Nielsen Media Research 社が定める</p>	<p>・全国免許及び地域免許が存在する ※ チャンネル 5 は全国免許、チャンネル 3 (ITV) は原則地域免許)</p>	<p>・全国免許及び地域免許が存在する ※ FT1, Canal+, M6 は全国免許</p>	<p>・免許は各州のメディア庁から付与されるが、1 州で免許を取得すれば、ドイツ全土で放送を行うことが可能</p>
(2) 地域免許制の場合における異地域間の複数支配	<p>・全国視聴可能世帯数の 35% 超となる商業テレビ局の複数所有、運営若しくは支配又は認識可能権益の保有の禁止 [FCC 規則 §73.3555(e)] ※ 改正ルールの連審判決後、議会は改正前と改正後のルールの差を縮小する法的措置 [FY2004 Consolidated Appropriations Act] を行い、当該基準を 39% 超としている</p>	<p>・規制なし</p>	<p>・規制なし</p>	<p>・規制なし</p>
地上波ラジオ間	<p>・規制なし</p>	<p>・地方ラジオモナルチャンネル3の免許は、潜在的聴取者が半分以上重複する形で力ハレーションエリアが相互に重複する場合、当該 2 免許は不可 [2003 年通信法 附則 14 Part2]</p>	<p>・地上ラジオ全体の累積潜在聴取者数の 20% 超となるラジオ局の 1 又は複数の免許の取得禁止 (アナログ・デジタル) [独職業法第 41 条] ・累積潜在聴取者数とは、放送の受信地域に居住する人口 [独職業法第 41-3 条]</p>	<p>・地上ラジオ全体の累積潜在聴取者数の 20% 超となるラジオ局の 1 又は複数の免許の取得禁止 (アナログ・デジタル) [独職業法第 41 条] ・累積潜在聴取者数とは、放送の受信地域に居住する人口 [独職業法第 41-3 条]</p>
地上波ラジオ間	<p>・規制なし</p>	<p>・規制なし</p>	<p>・規制なし</p>	<p>・規制なし</p>
クロスメディア	<p>・規制なし</p>	<p>・チャンネル 3 に係る全国紙 20% ルール ① 全国紙シェア 20% 超の新聞社は、チャンネル 3 (全国・地域) 免許取得不可 ② 全国紙シェア 20% 超の新聞社は、チャンネル 3 (全国・地域) 免許取得者に 20% 超の出資者不可 (逆も同様) ③ 全国紙シェア 20% 超の新聞社により 20% 超の出資者を受けている法人は、チャンネル 3 (全国・地域) 免許取得者に 20% 超の出資者不可 [2003 年通信法 附則 14 Part1]</p>	<p>・規制なし</p>	<p>・規制なし</p>
新聞				
新聞以外				
(3) 全国レベルにおける規制	<p>・4 大ネットワーク間の合併禁止 [FCC 規則 §73.652(q)]</p>	<p>・年間平均視聴率が、テレビサービス全体の視聴率の 2.5% を超える全国テレビの資本又は議決権の 49% 超を直接・間接に保有できない (アナログ・デジタル) [独職業法第 39 条 1] ・1 の全国テレビ局の資本又は議決権の 15% 以上を直接・間接に保有している場合は、他の全国テレビ局の資本又は議決権の 15% 超を直接・間接に保有できない (アナログ) [独職業法第 39 条 1] ・2 の全国テレビ局の資本又は議決権の 5% 超を直接・間接に保有している場合は、他の全国テレビ局の資本又は議決権の 5% を直接・間接に保有できない (アナログ) [独職業法第 39 条 1] ・全国テレビ局の複数許可の取得禁止 (アナログ・デジタル)。ただし、番組等が異なる同一会社に、最高で 7 つまでの全国テレビ放送の許可取得者となることのできる (デジタル) [独職業法第 41 条]</p>	<p>・年間平均視聴率が、テレビサービス全体の視聴率の 2.5% を超える全国テレビの資本又は議決権の 49% 超を直接・間接に保有できない (アナログ・デジタル) [独職業法第 39 条 1] ・1 の全国テレビ局の資本又は議決権の 15% 以上を直接・間接に保有している場合は、他の全国テレビ局の資本又は議決権の 15% 超を直接・間接に保有できない (アナログ) [独職業法第 39 条 1] ・2 の全国テレビ局の資本又は議決権の 5% 超を直接・間接に保有している場合は、他の全国テレビ局の資本又は議決権の 5% を直接・間接に保有できない (アナログ) [独職業法第 39 条 1] ・全国テレビ局の複数許可の取得禁止 (アナログ・デジタル)。ただし、番組等が異なる同一会社に、最高で 7 つまでの全国テレビ放送の許可取得者となることのできる (デジタル) [独職業法第 41 条]</p>	<p>・支配的世論形成力を有しない限りにおいて、自らは自らが関与する企業を通じて放送番組を無制限に提供することが許される ・支配的世論形成力があるとは、全国向けテレビ放送で、放送事業者に出資している企業が、年平均で 30% を超える視聴率の合計をテレビ市場で獲得した場合等 ・30% の視聴率を種かに下回る場合でも、メディア関連市場で市場支配的地位にある場合又はテレビ及びメディア関連市場での活動の総合評価として世論形成力が視聴率 30% に相当すると認められる場合には、支配的世論形成力を有するものとみなす 【州間法第 25 条】 ・新聞との間については、地域レベルで規律</p>
地上波テレビ間	<p>・規制なし</p>	<p>・全国ラジオモナルチャンネル3の免許は 1 免許まで [2003 年通信法 附則 14 Part2]</p>	<p>・規制なし</p>	<p>・規制なし</p>
地上波ラジオ間	<p>・規制なし</p>	<p>・全国ラジオモナルチャンネル3の免許は 1 免許まで [2003 年通信法 附則 14 Part2]</p>	<p>・規制なし</p>	<p>・規制なし</p>

<p>衛星放送局</p>	<p>規制なし ただし、独禁法に基づき審査や、Public Interest (1934年通信法§310(d))に反するとされた場合のFCCによる規制はある</p>	<p>規制なし</p>	<p>衛星放送事業者の資本又は議決権の半分以上直接・間接に保有できない【規程法第39条II】 1つの衛星放送事業者の資本又は議決権の1/3超を直接・間接に保有する場合は、他の衛星放送事業者の資本・議決権の1/3超を直接・間接に保有できない【規程法第39条II】 2つの衛星放送事業者の資本又は議決権の5%超を直接・間接に保有する場合、他の衛星放送事業者の資本・議決権の5%超を直接・間接に保有できない【規程法第39条II】 3以上の衛星放送事業者の許可の取得禁止(規程法第41条)</p>	<p>衛星放送事業者の資本又は議決権の半分以上直接・間接に保有できない【規程法第39条II】 1つの衛星放送事業者の資本又は議決権の1/3超を直接・間接に保有する場合は、他の衛星放送事業者の資本・議決権の1/3超を直接・間接に保有できない【規程法第39条II】 2つの衛星放送事業者の資本又は議決権の5%超を直接・間接に保有する場合、他の衛星放送事業者の資本・議決権の5%超を直接・間接に保有できない【規程法第39条II】 3以上の衛星放送事業者の許可の取得禁止(規程法第41条)</p>
<p>クロスメディア</p>	<p>規制なし</p>	<p>チャンネル3に係る全国紙20%ルール ① 全国紙シェア20%超の新聞社は、チャンネル3(全国・地域)免許取得不可 ② 全国紙シェア20%超の新聞社は、チャンネル3(全国・地域)免許取得者に20%超の出資等不可(並も同様不可) ③ 全国紙シェア20%超の新聞社により20%超の出資等を受けている法人は、チャンネル3(全国・地域)免許取得者に20%超の出資等不可 【2003年通信法 附則14 Part1】</p>	<p>次の3つに該当する者に対する地上ラジオ・テレビの許可は不可(全国) (アナログ・デジタル) ① 人口400万人以上の地域の地上テレビの許可 ② 取得者 人口3,000万人以上の地域の地上ラジオの許可 ③ 取得者 人口3,000万人以上の地域の地上ラジオの許可 ④ 直近12カ月に占めるシェア20%以上の日刊新聞社の編集者・支配者 【規程法第41-1条、第41-1-1条】</p>	<p>次の3つに該当する者に対する地上ラジオ・テレビの許可は不可(全国) (アナログ・デジタル) ① 人口400万人以上の地域の地上テレビの許可 ② 取得者 人口3,000万人以上の地域の地上ラジオの許可 ③ 取得者 人口3,000万人以上の地域の地上ラジオの許可 ④ 直近12カ月に占めるシェア20%以上の日刊新聞社の編集者・支配者 【規程法第41-1条、第41-1-1条】</p>
<p>新聞以外 (4) その他</p>	<p>認識可能権益(Cognizable Interest)の概念を用いる 以下の事例は認識可能権益ありとされる - 議決権付き株式の5%以上の保有【FCC規則§73.3555 note2(a)】(間接保有の場合には一定の計算方法(附け算方式)が原則【FCC規則§73.3555 note2(c)】により比率を算出) - 当該放送局・親会社の役員(関連業務に非従事るときは適用免除が可能)【FCC規則§73.3555 note2(g)】 - 認識可能権益保有者であって、同一地域の他局の週放送時間の15%以上の仲介をする者【FCC規則§73.3555 note2(1)(1)】等 ・Public Interestに反する場合は支配の移転等が認められないこともある【1934年通信法§310(d)】</p>	<p>「支配」とは ① 50%超の株式資本又は議決権の保有を問わず、団体の活動を多くの場合に自己の意思に従わせ得ると考へる ② ことが妥当である場合 等【1990年通信法 附則2 等】 ・現在 Ofcom において、実質支配の判断の際に用いられる要素等をパブリックコメントに付しているところ</p>	<p>所有規制に係る規定(規程法第39条、第41条、第41-1条、第41-2条及び第41-2-1条)においては、商法典第233-3条に定める基準にしたがって、許可保有の会社を支配しているいはその会社を権限下もしくは隷属関係下に置く自然なされる【規程法第41-3条】 ・商法典第233-3条における支配概念 ① 議決権の過半数を直接又は間接に保有 ② 他の共同出資者又は株主と締結した同意に従って、議決権の過半数を保有 ③ 保持している議決権により、事実上その会社の完全において決定権がある ④ 直接又は間接的に40%を超える議決権を保持しており、かつ、他の共同出資者または株主が直接又は間接的にそれ以上の議決権を保持していない会社 ⑤ 協力する二以上の者が、總會において、事実上の決定権を保持している場合(共同支配) ・「権限下もしくは隷属関係下」とは資本関係以外の要素を指す(過去にこのような関係が認められた判例はない)</p>	<p>自ら提供し、又は資本・議決権の25%以上を有する者によって提供する場合が対象(連結企業が資本・議決権の25%以上を有する者も同様)【州間協定第28条】 ・さらに、放送時間の本質的な部分をその会社から請け負った番組によって定期的編成する場合や、契約等によって、番組編成、番組購入・番組製作に関する重要な決定がその会社の同意に依存している場合等も同様の影響力があるものとみなされる【州間協定第28条】</p>
<p>支配等の基準</p>	<p>規制なし</p>	<p>規制なし</p>	<p>・KKEKが民間に委託し、全国向け全ドイッ語番組を対象に、各番組を調査する。過去12ヶ月間の平均視聴率によって行う。【州間協定第27条】 ・GFK(消費研究協会)というグループが家庭に測定器を設置 ・ローカル・ウインドー番組(本放送の範囲内で、主としてローカルな内容からなる、時間的及び地域的に限定された放送プログラム)が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、所有規制に係る視聴率から2%を、それが独立の第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができる【州間協定第26条】</p>	<p>・KKEKが民間に委託し、全国向け全ドイッ語番組を対象に、各番組を調査する。過去12ヶ月間の平均視聴率によって行う。【州間協定第27条】 ・GFK(消費研究協会)というグループが家庭に測定器を設置 ・ローカル・ウインドー番組(本放送の範囲内で、主としてローカルな内容からなる、時間的及び地域的に限定された放送プログラム)が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、所有規制に係る視聴率から2%を、それが独立の第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができる【州間協定第26条】</p>
<p>視聴率等の算出方法</p>	<p>規制なし</p>	<p>規制なし</p>	<p>・KKEKが民間に委託し、全国向け全ドイッ語番組を対象に、各番組を調査する。過去12ヶ月間の平均視聴率によって行う。【州間協定第27条】 ・GFK(消費研究協会)というグループが家庭に測定器を設置 ・ローカル・ウインドー番組(本放送の範囲内で、主としてローカルな内容からなる、時間的及び地域的に限定された放送プログラム)が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、所有規制に係る視聴率から2%を、それが独立の第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができる【州間協定第26条】</p>	<p>・KKEKが民間に委託し、全国向け全ドイッ語番組を対象に、各番組を調査する。過去12ヶ月間の平均視聴率によって行う。【州間協定第27条】 ・GFK(消費研究協会)というグループが家庭に測定器を設置 ・ローカル・ウインドー番組(本放送の範囲内で、主としてローカルな内容からなる、時間的及び地域的に限定された放送プログラム)が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、所有規制に係る視聴率から2%を、それが独立の第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができる【州間協定第26条】</p>

② 地域所有規制	(1) 複数支配				
地上波テレビ間	<ul style="list-style-type: none"> 条件付き(8局以上のテレビ局がある、少なくとも1局が直近の全日視聴シェア上位4位以外等)で2局まで支配可能【FCC規則§73.3555(b)】 	<ul style="list-style-type: none"> 規制なし 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者数が1(3)の水準を超えるテレビ局の許可を待つ者は、地域テレビ局の資本・議決権の1/3を超えてはならない(アナログ・デジタル)【視聴者法第39条1】 視聴者数が1(3)の水準を超える全国テレビ局と地域テレビ局の許可の取得禁止(地域テレビ局はアナログ)【視聴者法第41条】 同一地域での地域テレビ局の複数許可の取得禁止(アナログ・デジタル)【視聴者法第41条】 	<ul style="list-style-type: none"> 規制なし(1参照) 	
地上波ラジオ間	<ul style="list-style-type: none"> 次のとおり支配可能【FCC規則§73.3555(a)】 ① 45局以上の市場で、8局まで(AM,FMそれぞれ5局まで) ② 30~44局の市場で、7局まで(AM,FMそれぞれ4局まで) ③ 15~29局の市場で、6局まで(AM,FMそれぞれ3局まで) ④ 14局以下の市場で、5局まで(AM,FMそれぞれ3局まで) ただし、AM,FM1局ずつの場合を除き、市場の50%以上の総聴可能権確保は不可 ※市場の局数は、商業局の局数	<ul style="list-style-type: none"> 地方音声放送・地方デジタル音声番組サービスの免許は、サービス選択の余地がある地域では、BBCのほか、少なくとも2の地方商業サービスの所有者を確保することを旨とする【2003年通信法 附則14 Part2 等】 	<ul style="list-style-type: none"> 規制なし 	<ul style="list-style-type: none"> 規制なし(1参照) 	
クロスメディア	<ul style="list-style-type: none"> 同一市場内では、原則として日刊新聞を所有・支配している者によるテレビ局又はラジオ局の所有禁止【FCC規則§73.3555(d)】 ※日刊新聞：DMA内で週4日以上発行され、DMA内世帯の5%超の発行部数を持つ英字新聞 	<ul style="list-style-type: none"> チャンネル3に属する全国紙20%ルール ① 全国紙シェア20%超の新聞社は、チャンネル3(全国・地域)免許取得不可 ② 全国紙シェア20%超の新聞社は、チャンネル3(全国・地域)免許取得者に20%超の出資等不可(逆も同様不可) ③ 全国紙シェア20%超の新聞社により20%超の出資等を受けている法人は、チャンネル3(全国・地域)免許取得者に20%超の出資等不可 チャンネル3に属する地方紙20%ルール 当該地域の地方紙シェア20%超の新聞社は、チャンネル3(地域)免許取得不可 地方音声放送免許については、サービス選択の余地がある地域では、BBCのほか、少なくとも3の地方商業サービスの所有者を確保することを旨とする【2003年通信法 附則14 Part1、1990年放送法 附則2.1.3】 	<ul style="list-style-type: none"> 他の放送メディアとのクロス所有については1(3)を参照 新聞に係るクロスメディア規制については、州ごとに規定 例えば、ペルリン及びブランデンブルク地域で総発行紙の25%以上の日刊紙を発行する者につき、放送事業者の25%以上の資本又は議決権を保有することを禁止、等【ペルリン州・ブランデンブルク州協定第21条】 	<ul style="list-style-type: none"> 規制なし 	
新聞	<ul style="list-style-type: none"> 次のおり支配可能【FCC規則§73.3555(c)】 ① 20以上の独立メディアが存在する市場では、最大テレビ2局とラジオ6局、又はテレビ1局とラジオ7局まで ② 10以上の独立メディアが存在する市場では、最大テレビ2局とラジオ4局まで 	<ul style="list-style-type: none"> 規制なし 	<ul style="list-style-type: none"> 規制なし 	<ul style="list-style-type: none"> 規制なし(1参照) 	
新聞以外	<ul style="list-style-type: none"> 支配等の基準 視聴率等の算出方法 	<ul style="list-style-type: none"> 全国所有規制と同じ 全国所有規制と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 規制なし 	<ul style="list-style-type: none"> 規制なし 	
その他					

3. 主要株主変動に係る手続等				
(1) 所有規制 維持基準か否か	<ul style="list-style-type: none"> 所有規制は維持基準【1934年通信法§303(m)(1)(e)】 所有規制に違反した場合、1934年通信法§312に基づく一般的な取消手続にのっとり、放送局の免許取消とともに、1934年通信法§503による罰金(3万2,500ドル以下、継続する違反の場合は32万5,000ドル以下)が課される 意図的な虚偽報告は、1934年通信法§312による放送免許の取消及び1934年通信法§503による罰金に加え、刑法(連邦法第18編)第1,001条による罰金又は5年以下の懲役若しくはその両方が課される 地上波テレビの権数所有規制及び地上波テレビ・ラジオ間のクロスメディア規制については、破綻しつづつある放送局を購入する場合(3年連続マイナスキャパシティフロー・低視聴率(4%以下)における免除規定あり【FCC規則§73.3555 note7(2)】) 	<ul style="list-style-type: none"> 事前の承諾なしに「支配の変更」が行われた場合、免許付与後の場合は免許付与の拒否、免許付与後の場合は免許の取消【1990年放送法第21条、第29条】 免許条件違反に対する一般的措置として、罰金、免許期間の短縮、免許の停止、免許の取消が科される【1990年放送法第40~42条等】 	<ul style="list-style-type: none"> 所有規制は維持基準 	<ul style="list-style-type: none"> 所有規制は維持基準
違反の場合の扱い	<ul style="list-style-type: none"> 地上波テレビの権数所有規制及び地上波テレビ・ラジオ間のクロスメディア規制については、破綻しつづつある放送局を購入する場合(3年連続マイナスキャパシティフロー・低視聴率(4%以下)における免除規定あり【FCC規則§73.3555 note7(1)】) 地上波テレビの権数所有規制については、破綻しつづつある放送局を購入する場合(3年連続マイナスキャパシティフロー・低視聴率(4%以下)における免除規定あり【FCC規則§73.3555 note7(2)】) 	<ul style="list-style-type: none"> 事前の承諾なしに「支配の変更」が行われた場合、免許付与後の場合は免許付与の拒否、免許付与後の場合は免許の取消【1990年放送法第21条、第29条】 免許条件違反に対する一般的措置として、罰金、免許期間の短縮、免許の停止、免許の取消が科される【1990年放送法第40~42条等】 	<ul style="list-style-type: none"> 所有規制は維持基準 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴率の基準に達した者に対し、視聴率が当該基準以下となすまで、放送事業者への出資の放棄等を提案【州間協定第28条】 上記提案の際、考えられる措置について企業と協議を行う【州間協定第28条】 当該提案等につき、合意が成立しない場合等は、支配的世論形成能力がなくなるまで、その者に分類可能な番組の免許を取消し【州間協定第28条】
(2) 主要株主変動に係る手続	<ul style="list-style-type: none"> TV・ラジオ局は、再免許時及び2年ごとに資本構成に関する報告(所有報告書)をFCCに提出することが義務付けられている【FCC規則§73.3615, FCC Form-323】 主要株主に変更があった場合には、Form-315に基づきFCCに報告 	<ul style="list-style-type: none"> 免許申請時に提出する資料により把握 各免許人には、免許条件として、「支配の変更」に関するOFCCOMへの通知が義務付けられている 	<ul style="list-style-type: none"> 許可に関する要素の変更は全て、事前にCSAに通知しなければならない【視聴覚法第29-31条】 議決権の10%以上を所有する者は1カ月以内で通知する義務【視聴覚法第38条】 10%に届かなくても、細かい情報が取得できるような項目が、許可の取得者がCSAと結合協定の中で規定されている ただし、仮に所有権の変更があった場合でも、その局に係る番組編成のルール等は維持されなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 放送事業者及び放送事業者に対する出資者は、許可手続及び出資関係の変更手続において包括的に出資関係についての報告が義務付けられている。【州間協定第21条、第22条、第29条】 出資関係の変更は必ず報告されなければならないこととされている。【州間協定第29条】 5%以下の変化については届け出る必要なし【KEKガイドライン】 また、全ての放送事業者に決算報告書の公示義務が課せられている。【州間協定第23条】 放送事業者及び放送事業者と直接・間接に出資する者は、毎年度の終了後直ちに、所管の州メデアリア庁に対して層年中に資本関係の変化がどれほど生じたかについて報告する義務がある。【州間協定第21条、第28条】 また、KEKは毎年、番組リストを公開することによって、番組、放送事業者、資本参加者を調査する。【州間協定第26条7項】 放送事業者、当該放送事業者の資本又は議決権の25%以上を保有している者等が届出義務を負う【州間協定第29条】
把握の手段	<ul style="list-style-type: none"> 放送局の免許人 	<ul style="list-style-type: none"> 放送局の免許人 	<ul style="list-style-type: none"> 放送事業者のみならず、当該放送事業者の議決権の10%以上を保有することとなった者は届出義務を負う【視聴覚法第38条】 	<ul style="list-style-type: none"> 州メデアリア庁の確認を得ない変更を実施した場合、免許の取り消しとなる【州間協定第29条】 報告義務を急った場合には、秩序違反(Ordnungswidrigkeiten)となり過料(最高50万ユーロ)が課せられる。【州間協定第49条】 違反者に対する行政指導はない
義務を負う主体	<ul style="list-style-type: none"> 放送局の免許人 	<ul style="list-style-type: none"> 放送局の免許人 	<ul style="list-style-type: none"> 放送事業者のみならず、当該放送事業者の議決権の10%以上を保有することとなった者は届出義務を負う【視聴覚法第38条】 	<ul style="list-style-type: none"> 州メデアリア庁の確認を得ない変更を実施した場合、免許の取り消しとなる【州間協定第29条】 報告義務を急った場合には、秩序違反(Ordnungswidrigkeiten)となり過料(最高50万ユーロ)が課せられる。【州間協定第49条】 違反者に対する行政指導はない
担保手続	<ul style="list-style-type: none"> 意図的な虚偽報告は、1934年通信法§312による放送免許の取消及び通信法§503による罰金に加え、刑法(連邦法第18編)第1,001条による罰金又は5年以下の懲役若しくはその両方が課される 	<ul style="list-style-type: none"> 事前の承諾なしに「支配の変更」が行われた場合、免許付与後の場合は免許付与の拒否、免許付与後の場合は免許の取消【1990年放送法第21条、第29条】 免許条件違反に対する一般的措置として、罰金、免許期間の短縮、免許の停止、免許の取消が科される【1990年放送法第40~42条等】 	<ul style="list-style-type: none"> 所有規制は維持基準 	<ul style="list-style-type: none"> 所有規制は維持基準
(3) 株式公開 規律の有無	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> なし

<p>実態</p>	<p>・ニューヨーク証券取引所に上場している主な放送関係企業</p> <ul style="list-style-type: none"> British Sky Broadcasting Group Clear Channel Communications Inc Cox Radio Inc The DIRECTV Group, Inc Gray Television, Inc Hearst Argyle Television Inc News Corporation Time Warner Inc Viacom Inc Vivendi Universal The Walt Disney Company 	<p>・上場している主な放送関係企業の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ITV Plc. 	<p>・上場している主な放送関係企業の例</p> <ul style="list-style-type: none"> Canal+ TF1 M6 	<p>・上場している主な放送関係企業の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ProSiebenSat.1
<p>(4) 持株会社に係る規律</p>	<p>・外資規制の対象は放送局の免許人であり、持株会社は外資規制の直接の対象ではないが、間接出資規制の形で持株会社にも適用される</p>			
<p>概要</p>	<p>・外資規制は撤廃されているが、メディア企業の場合の「公益性テスト」により Ofcom がその可否を判断【2003年通信法第375条】</p>	<p>・間接支配による外資規制は存在する【組織法第40条】</p> <p>・所有規制においても、間接支配を含む規定が存在する【組織法第39条等】</p>	<p>・州間協定における「(放送の)提供者」等に持株会社を読み込んでいる</p>	

4 多元性・多様性・地域性確保のための特別の規律			
(1) 多元性・多様性 規律の概要			
<p>法令・免許条件等</p> <p>・規制なし</p>	<p>地上テレビ放送局 (BBC1、BBC2、チャンネル3、チャンネル4、チャンネル5) は、独立系プロダクション制作の番組を25%以上放送しなければならない (DCMS)</p>	<p>全ての放送事業者は、内容の多様性を確保する義務を負う【視聴者法第28条】</p> <p>・全国放送局は独立系プロダクションの制作を援助する枠組みに協力する義務を負っているが、地方局はその義務を免除されている</p>	<p>民間放送は、内容面で意見多様性を具現しななければならない【州間協定第25条】</p> <p>・放送事業者が年平均で10%の視聴率を達成した場合は、独立の第三者のために一定の放送時間を認めなければならない等の規律が存在【州間協定第31条】</p> <p>・放送事業者は当該独立の第三者のために、番組制作の資金を提供しなければならない</p> <p>・ローカル・ウイインドー番組が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、所有規制に係る視聴率から2%を、それが独立の第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができる規定が存在【州間協定第26条】</p> <p>・維持規律となっている</p>
維持規律となっているか	調査中	調査中	調査中
(2) 地域性 規律の概要			
<p>法令・免許条件等</p> <p>・小電力 FM 局でローカル番組規制あり【FCC 規則§73.872(b)(3)】</p> <p>一日8時間のローカル番組の放送を義務づけ</p> <p>ローカル番組とは、16^{km}以内の番組</p>	<p>・チャンネル3 (地域) で</p> <p>・十分な量の時間を地域向け番組に割り当て</p> <p>・Ofcom が適切と認める割合を地域で制作された番組が占める</p>	<p>ローカル向け番組に関する事項が、CSAと許可の取得者との間で結ばれる協定の中に定められる【視聴者法第28条】</p> <p>・地方で制作されたもの又は地方を扱ったような地方向け番組が50%はなければならない</p>	<p>・全国向けテレビ総合放送には、ローカル・ウイインドー番組を盛り込まなければならない【州間協定第25条】</p> <p>・放送事業者が年平均で10%の視聴率を達成した場合は、独立の第三者のために一定の放送時間を認めなければならないが、当該放送時間につき、ローカル・ウイインドー番組の放送時間の算入規定が存在【州間協定第31条】</p> <p>・ローカル・ウイインドー番組が一の放送事業者の番組全体で最高の視聴率を獲得した場合、所有規制に係る視聴率から2%を、それが独立の第三者のために義務付けられた放送時間のものであればさらに3%を引くことができる規定が存在【州間協定第26条】</p> <p>・維持規律となっている</p>
維持規律となっているか	調査中	調査中	調査中